

千葉県回復期リハビリテーション病棟等整備事業について

事業の概要

千葉県内において、病院の開設者が実施する一般病棟の急性期病床から回復期リハビリテーション病棟又は地域包括ケア病棟への転換に係る整備事業について、経費の一部を県が補助する。

補助対象事業

基本診療料の施設基準等に規定する回復期リハビリテーション病棟入院料又は地域包括ケア病棟入院料の施設基準等を満たす施設を開設するための施設・設備整備事業

ただし、次の条件を満たす整備事業であること。

- 急性期病棟（一般病棟入院基本料（7対1若しくは10対1）の算定の病棟）から回復期リハビリテーション病棟又は地域包括ケア病棟への転換に係るもの（その他の条件は医療整備課ホームページに掲載）

基準額及び上限額

施設整備の基準額

新築・増改築 1床あたり 1,600千円

改修 1床あたり 800千円

補助率 1/2（*上限あり）

募集スケジュール

事業実施時期 (施工時期)	募集時期	備考
平成 28 年度 (H28.4～H29.3)	H27.6.3～H27.6.17	締切済み
平成 29 年度 (H29.4～H30.3)	H28.6.17～H28.7.8	締切済み
平成 30 年度 (H30.4～H31.3)	H29.6～H29.7 頃	予定

*工事は、原則、同年度内に入札、契約、着工、竣工する必要があります。

*原則、募集は事業実施時期の前年度に行いますが、予算状況により追加で当該年度に募集する可能性もあります。その場合、全病院に別途通知します。

○補助要綱は以下のサイトに掲載していますので御確認ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryuu/taiseiseibi/kaihukukiriha/kaihukukiriha.html>

○不明な点がある場合は、以下まで御連絡ください。

千葉県健康福祉部医療整備課医療体制整備室 TEL:043-223-3879